

山形県外国人労働者受入環境整備支援事業費補助金に係る Q & A

令和 8 年 7 月 15 日現在

目 次

1 制度全般について

問 1 - 1 補助金を申請したいのだが、どこに相談するといいいのか。

問 1 - 2 申請してからどのくらいの期間で支払われるのか。

2 補助要件（補助対象者、補助対象経費等）について

問 2 - 1 法人の住所が県内にあるが、県外にある事業所で外国人労働者を雇用した場合でも補助対象になるのか。

問 2 - 1 - 2 補助対象の中小企業者に「みなし大企業」は含まれるのか。

問 2 - 2 - 1 監理団体への監理料、現地への事前訪問費用、入国準備にかかる費用は、補助対象になるか。

問 2 - 2 - 2 外国人労働者が入国後に係る経費として、外国人技能実習制度における養成講習の経費が必要だが、補助対象になるか。

問 2 - 3 - 1 別表事業区分「メンタルヘルスケア事業」として研修を開催する予定だが、開催時間が昼食時間帯と重なっている。外部講師に対して昼食を用意したいが補助対象になるか。

問 2 - 3 - 2 別表事業区分「メンタルヘルスケア事業」として座談会を開催する予定だが、この場において研修対象の外国人労働者にお茶を提供したいが補助対象になるか。

問 2 - 3 - 3 別表事業区分「メンタルヘルスケア事業」としてセミナーを開催する予定だが、この場において外国人労働者が使用するテキスト代は補助対象になるか。

問 2 - 3 - 4 別表事業区分「メンタルヘルスケア事業」としてマニュアルを作成したいと考えているが、この場合、外国人労働者が使用する多言語マニュアルや作業工程のマニュアルの作成経費は補助対象になるか。

問 2 - 3 - 5 別表事業区分「メンタルヘルスケア事業」として、企業が外国人労働者向けに実施する外国人労働者孤立防止対策職員交流事業は補助対象になるか。

問 2 - 4 - 1 別表事業区分「生活環境整備事業」として、どのような備品を購入した場合に補助対象になるか。

問 2 - 4 - 2 別表事業区分「生活環境整備事業」として、Wi-Fi ルーター等の設備工事を行った場合、設備工事費用や月々の利用料金は補助対象になるか。

問 2 - 4 - 3 別表事業区分「生活環境整備事業」として、外国人労働者から家賃を徴収していないが、アパートの全棟ではなく、1 部屋だけ借り上げている部屋の環境整備を行った場合、補助対象になるか。

また、在籍する全ての外国人労働者が帰国した場合、どのような手続きが必要になるのか。

問 2-4-4 別表事業区分「生活環境整備事業」として、アンペア変更等の電気工事を行った場合、工事費用等は補助対象になるか。

問 2-5-1 別表事業区分「日本語習得支援事業」として、外国人労働者が受講する「日本語研修の初期費用」及び「月額利用料」は補助対象になるか。

問 2-5-2 別表事業区分「日本語習得支援事業」として、外国人労働者が入国後講習を行う場合の費用について補助対象になるか。

問 2-6-1 別表事業区分「定着支援事業」として、外国人労働者が県外会場の技術検定を受検する際の交通費及び宿泊費について申請する場合、技術検定が県内会場で実施されていないことをどうやって証明するのか。

問 2-6-2 別表事業区分「定着支援事業」の対象となる技術検定とはなにか。

問 2-7 補助対象経費に消費税は含めてもいいか。

3 申請書類について

問 3-1 インターネット銀行を振込口座にしたい場合、通帳の写しはどうすればいいか。

1 制度全般について

問 1-1 補助金を申請したいのだが、どこに相談するといいいのか。

答 1-1

- ・ 補助金の申請については、山形県庁 8 階産業労働部産業創造振興課が窓口となります。
提出先については別添チラシをご覧ください。

問 1-2 申請してからどのくらいの期間で支払われるのか。

答 1-2

- ・ 補助金の支給については、補助事業者の完了後に実績報告書を提出いただき、実績報告書提出後から、約 3 週間を目途に現地調査を実施し、額の確定通知を発出させていただきます。
額の確定通知発出後、約 2 週間を目途として補助金を支払います。（別添スキーム図参照）

2 補助要件（補助対象者、補助対象経費等）について

問 2-1-1 法人の住所が県内にあるが、県外にある事業所で外国人労働者を雇用した場合でも補助対象になるのか。

答 2-1-1

- ・ 外国人労働者を受け入れた事業所が県内にあり、当該事業所で雇用する場合は補助対象となります。ただし、県内に本社や事業所を有していても、外国人労働者を受け入れた事業所が県外の場合は補助対象となりません。

問 2-1-2 補助対象の中小企業者に「みなし大企業」は含まれるのか。

答 2-1-2

- ・ 要綱上にも記載のあるように、中小企業等経営強化法第 2 条第 1 項に該当する場合は、「みなし大企業」も補助対象者となります。

問 2-2-1 監理団体への監理料、現地への事前訪問費用、入国準備にかかる費用は、補助対象になるか。

答 2-2-1

- ・ この補助金は、外国人材の県内定着を促進することを目的として外国人労働者の生活環境整備を実施する場合に支援するものであり、当該経費は対象としていません。

問 2-2-2 外国人労働者が入国後に係る経費として、外国人技能実習制度における養成講習の経費が必要だが、補助対象になるか。

答 2-2-2

- ・ この補助金は、外国人労働者の孤立防止やホームシック対策のメンタルヘルスケアに関する研修は補助対象としていますが、外国人技能実習制度における養成講習の経費については補助対象となりません。

問 2-3-1 別表事業区分「メンタルヘルスケア事業」として研修を開催する予定だが、開催時間が昼食時間帯と重なっている。外部講師に対して昼食を用意したいが補助対象になるか。

答 2-3-1

- ・ 飲食代については、補助対象とはなりません。

問 2-3-2 別表事業区分「メンタルヘルスケア事業」として座談会を開催する予定だが、この場において研修対象の外国人労働者にお茶を提供したいが補助対象になるか。

答 2-3-2

- ・ 飲食代については、補助対象とはなりません。

問 2-3-3 別表事業区分「メンタルヘルスケア事業」としてセミナーを開催する予定だが、この場において外国人労働者が使用するテキスト代は補助対象になるか。

答 2-3-3

- ・ 外国人労働者が使用するテキスト代については、補助対象となります。

問 2-3-4 別表事業区分「メンタルヘルスケア事業」としてマニュアルを作成したいと考えているが、この場合、外国人労働者が使用する多言語マニュアルや作業工程のマニュアルの作成経費は補助対象になるか。

答 2-3-4

- ・ 外国人労働者が使用するマニュアルであっても、上記のマニュアルについては、補助対象となりません。

問 2-3-5 別表事業区分「メンタルヘルスケア事業」として、企業が外国人労働者向けに実施する外国人労働者孤立防止対策職員交流事業は補助対象になるか。

答 2-3-5

- ・ 外国人労働者孤立防止対策職員交流事業を実施する場合、別紙「企画書」を作成の上、補助金交付申請書に添付の上、ご提出ください。
また、補助対象経費については、「謝金・旅費（補助事業者の社員にかかるものは除く。）、使用料・賃借料、委託料、消耗品費その他知事が必要と認める経費」となります。事業内容の個別具体的な事案については、お問い合わせください。

問 2-4-1 別表事業区分「生活環境整備事業」として、どのような備品を購入した場合に補助対象になるか。

また、備品の設置費用が生じる場合、設置費用は補助対象になるか。

答 2-4-1

- ・ この場合、住居への冷暖房設置、冷蔵庫設置、シャワー設備設置、トイレ設備設置に関する費用等は補助対象となります。個別具体的な補助対象については、お問い合わせください。
また、設置費用についても補助対象となります。

問 2-4-2 別表事業区分「生活環境整備事業」として、Wi-Fi ルーター等の設備工事を行った場合、設備工事費用や月々の利用料金は補助対象になるか。

答 2-4-2

- ・ この場合、Wi-Fi ルーター等の設備工事費用については、補助対象とはなりません。
また、月々の利用料金等運用に係る経費についても補助対象とはなりません。

問 2-4-3 別表事業区分「生活環境整備事業」として、外国人労働者からアパートの全棟ではなく、1 部屋だけ借り上げている部屋の環境整備を行った場合、補助対象になるか。
また、在籍する全ての外国人労働者が帰国した場合、どのような手続きが必要になるのか。

答 2-4-3

- ・ アパートの全棟借り上げでなくとも、1 部屋を借り上げている場合も補助対象となります。
また、補助事業で取得した財産には、個々の財産の耐用年数（おおむね6年）があります。補助金にて整備した備品を申請時に目的としていた事業以外の事業に使用する場合等は財産処分に対して制限がかかる場合がありますのでご注意ください。個別具体的な事案については、お問い合わせください。

問 2-4-4 別表事業区分「生活環境整備事業」として、アンペア変更等の電気工事を行った場合、工事費用等は補助対象になるか。

答 2-4-4

- ・ この場合、本事業の対象経費は備品購入費であるため、アンペア変更工事等の工事費用については、補助対象とはなりません。
しかし、冷暖房設備等の設置に伴って、アンペア変更などの電気工事をする必要性が生じた場合は、補助対象となります。個別具体的な事案については、お問い合わせください。

問 2-5-1 別表事業区分「日本語習得支援事業」として、外国人労働者が受講する「日本語研修の初期費用」及び「月額利用料」は補助対象になるか。

答 2-5-1

- ・ この場合、「日本語研修の初期費用」及び「月額利用料」については、補助対象となります。
ただし、補助金の交付決定前に契約をした経費については補助対象外となりますので、ご注意ください。

問 2-5-2 別表事業区分「日本語習得支援事業」として、外国人労働者が入国後講習を行う場合の費用について補助対象になるか。

答 2-5-2

- ・ この場合、入国後講習に係る費用について補助対象とはなりません。

問 2-6-1 別表事業区分「定着支援事業」として、外国人労働者が県外会場の技術検定を受検する際の交通費及び宿泊費について申請する場合、技術検定が県内会場で実施されていないことをどうやって証明するのか。

答 2-6-1

- この場合、「誓約書」の提出及び「県外で受講予定の研修機関からの山形県内において検定を実施していない旨の証明書（任意の様式で可）」

ただし、補助金の交付決定後や補助金支出後において、補助対象となった検定と同期間中に同内容の検定が県内で実施されていることが確認できた場合には、交付決定の取消しや補助金の返還を求める場合がありますので、ご注意ください。

問 2-6-2 別表事業区分「定着支援事業」の対象となる技術検定とはなにか。

答 2-6-2

- 外国人労働者のキャリアアップ等を目的として受検する検定が補助対象となります。

そのため、技能実習 2 号から 3 号に移行する場合や特定技能に移行する場合など、在留資格を移行するために受検する検定は補助対象とはなりません。個別具体的な事案については、お問い合わせください。

問 2-7 補助対象経費に消費税は含めてもいいか。

答 2-7

- 消費税は補助対象とはなりません。（補助対象経費には含めません。）
- なお、領収書等に消費税込みの金額しか記載されていない場合は、当該金額を 1.1 で割り返した金額が補助対象となります。

3 申請書類について

問 3－1 インターネット銀行を振込口座にしたい場合、通帳の写しはどうすればいいか。

答 3－1

- ・ 次の情報が表示された部分を印刷して提出してください。
- ※ 必要な情報：金融機関・本支店名、預金種別、口座名義人（漢字・カナ）、口座番号